

令和2年度国民健康保険特別会計当初予算の概要

(概要)

歳入では、被保険者数は引続き減少傾向にあり保険税収入は減、都支出金は保険給付費交付金により給付費相当額が全額交付され、特別交付金として保険者努力支援分及び特別調整交付金等が交付される。

歳出では、全体の67%を占める保険給付費は被保険者数の減少による影響が大きく減額の見込となる。国保事業費納付金は仮算定によるが、制度改正による急激な税負担を生じないよう国の激変緩和措置が入るものの毎年度減少していく。仮係数に基づく納付金の仮算定結果は、約1億6,900万円の激変緩和措置により令和元年度当初予算額と比較して△3.42%に落ち着いた。(R01.11末時点)。

令和2年度国民健康保険特別会計 当初予算額と前年度予算額の比較

金額単位：千円

歳入	2年度予算	元年度予算	比較	増減率	主な増減要因
国民健康保険税	2,905,038	2,875,315	29,723	1.0%	被保険者数の減による
使用料及び手数料	1	1	0	0.0%	
国庫支出金	4,340	650	3,690	567.7%	
都支出金	10,484,529	10,667,669	-183,140	-1.7%	保険給付費の減に伴う普通交付金の減による
財産収入	71	1	70	7000.0%	
繰入金	1,791,542	2,016,861	-225,319	-11.2%	赤字繰入の増による
繰越金	1	1	0	0.0%	
諸収入	22,650	22,651	-1	0.0%	
歳入合計(全体)	15,208,172	15,583,149	-374,977	-2.4%	
法定外繰入金を除いた場合	14,324,163	14,582,857	-258,694	-1.8%	

金額単位：千円

歳出	2年度予算	元年度予算	比較	増減率	主な増減要因
総務費	283,830	297,192	-13,362	-4.5%	保険証一斉更新の隔年実施による減
保険給付費	10,351,425	10,568,892	-217,467	-2.1%	被保険者数の減による
国保事業費納付金	4,344,075	4,498,672	-154,597	-3.4%	本算定結果による
保健事業費	200,715	190,336	10,379	5.5%	積算上の受診率の見直しによる増
基金積立金	121	51	70	137.3%	利子積立の増
諸支出金	23,002	23,002	0	0.0%	
共同事業拠出金	4	4	0	0.0%	
予備費	5,000	5,000	0	0.0%	
歳出合計(全体)	15,208,172	15,583,149	-374,977	-2.4%	

一般会計繰入金の内訳

金額単位：千円

款/項目	2年度予算	元年度予算	比較	増減率	増減要因
11 繰入金	1,791,542	2,016,861	-225,319	-11.2%	
1 一般会計繰入金	1,756,510	1,863,429	-106,919	-5.7%	
1 基盤安定(軽減)	315,064	304,696	10,368	3.4%	令和元年度交付申請の積算上の被保険者数を使用したことによる
2 基盤安定(支援)	214,703	198,269	16,434	8.3%	令和元年度交付申請の積算上の被保険者数を使用したことによる
3 職員給与等繰入金	315,294	327,412	-12,118	-3.7%	保険証一斉更新の隔年実施による減
4 出産育児一時金	27,440	32,760	-5,320	-16.2%	件数の精査による減
6 その他一般会計繰入金	884,009	1,000,292	-116,283	-11.6%	保険税収入の減による
2 基金繰入金	35,032	153,432	-118,400		保険税率改定にあたり被保険者の負担軽減を目的に繰入

多摩市国民健康保険の動向等

◆被保険者数の動向

被保険者数は今後も減少が続く見込みである。

社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行による減少が主な要因である。

- ・一般：30年度までの平均伸び率により算出。被用者保険への移行と後期高齢者医療制度への移行による減が大きいと見込む。
- ・退職：平成27年3月末の制度廃止に伴い65歳到達者から順次一般へ移行し、平成31年度末には対象者がいなくなる。

	30年度平均	31年9月末	2年度平均
一般被保険者	34,727	33,238	32,437
退職被保険者	167	37	
総数	34,894	33,275	32,437

◆保険税率改定の方向性について

医療費の増加（1人当たり医療費対前年1.3%増、1人当たり納付金の対前年4.3%増、国の激変緩和措置の段階的削減、国保財政健全化計画に定める法定外繰入の段階的削減、現行保険料率と標準保険料率との乖離という状況から、第2期国保運営指針に基づき標準保険料率を参考に前年度比4%増を基本に運営協議会に諮っていく。

内容は全所得層で4%程度の伸びとし、医療分について所得割5.27%→5.48% 均等割26,500円→27,600円、後期支援分所得割1.71%→1.78% 均等割11,000円→11,400円、介護分所得割1.52%→1.58% 均等割11,200円→11,600円とする。

国保運営協議会では税率改定を審議するにあたり、国保以外の公的医療保険と比較して年齢水準や医療費水準が高く低所得者の加入が多いことから保険税収入が得られにくく、多額の法定外繰入に頼らざるを得ない厳しい運営である点など、多くの構造的な課題を抱える国保制度のあり方も議論した上で税率改定を進める。

◆保険給付費について

被保険者数は今後も減少傾向が続くと予測している。医療の高度化や高齢化により1人当たり医療費は増加傾向にあったが、70歳以上の医療費の減少や調剤費の減少の影響もあり、平成30年度末は前年度比で1.3%増にとどまった。

令和2年度予算の保険給付費は支払実績により積算し、30年度決算額から0.8%程度増加、令和元年度当初予算から2.0%程度減少すると予測する。

また、退職者医療制度の廃止により退職被保険者に係る保険給付費は平成31年度末に向けて縮小し、令和2年度予算は月遅れ請求分程度を確保した。

<参考 令和元年4月～7月の医療費の状況（平成30年4月～7月との比較）>

- ・7月末の被保険者数4.4%減
- ・総医療費3.0%増
- ・1人あたり医療費
 - 50～59歳19.2%増、40～49歳13.7%増、0～39歳8.5%増、60～64歳7.1%増、60～69歳6.5%増、70歳以上3.0%増
- ・金額別医療費
 - 200万円超11.1%増、30万円超80万円以下8.2%増、80万円超200万円以下8.1%増、3万円以下1.9%減、3万円超30万円以下1.8%減
- ・入院外来等種別医療費
 - 訪問療養28.1%増、調剤3.6%増、医科外来2.5%増、歯科3.9%減、入院0.9%減

令和元年4月～7月は、金額別では200万円超と30万円超80万円以下、80万円超200万円以下の高額レセプトが伸び、種別別では訪問看護と調剤、医科外来医療費が増加したこと、1人あたり医療費では50～59歳の医療費の伸びが前年同期比で大きく伸びており、加えて70歳以上の医療費が増加に転じたことから、被保険者数4.4%減の影響を上回る結果となり、医療費は全体として増加している。

◆国保財政運営基金について

平成30年12月補正により313,748千円を基金に積立てた。このうち194,000千円は今後の被保険者への負担軽減を目的に第2期国保運営指針期間中の平成35年度までに計画的に取り崩すこととし、令和2年度は約3,500万円を取り崩す予定である。

◆令和2年度主な事業について

- ・国保制度改革に基づく法定外繰入金の削減に向けた取組み

財政運営の責任主体を都道府県が担い、区市町村は引き続き資格管理・保険給付・保険税の賦課徴収を担う。区市町村は都道府県から示された標準保険料率を参考に保険税率を決定し賦課徴収を実施。あわせて都道府県は区市町村ごとの事業費納付金を算定し、区市町村は徴収した保険税を財源として納付金の納付義務を負うこととなる。不足分については法定外繰入金を充てることになるが、各区市町村においては赤字削減計画を策定し、計画的に赤字を縮小するため保険税率の改定と一体的に進めていくこととなる。

平成30年度に第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針を策定し、財源の確保に向けて毎年度保険税率は前年度比4%増を基本とする見直しを行う。指針を受けて、11月21日の第4回国保運営協議会に令和2年度保険税率の見直し（4%増）を諮問する。諮問案で改定した場合には、保険税額及び基盤安定（軽減分）の増額分について現時点では令和2年度予算要求に反映していない。

また、区市町村は保険者機能を強化するため都道府県の策定する運営方針を参考に事業に取り組み、事業の効率化、標準化や医療費適正化に向けた取組みを進める。国による財政支援の拡充が進み、保険者努力支援制度により特定健診・保健指導実施率や保険料収納率、がん検診受診率などの成績分、糖尿病重症化予防事業やジェネリック医薬品促進の取組み、データヘルス計画への取組みや地域包括ケアの取組みなど取り組み状況に応じた財政支援を行うこととなるため、獲得に向けた取組みを進める。